

## 金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 24 年 5 月 14 日

（照会者） 殿

### 金融庁監督局保険課長

平成24年4月20日付をもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

### 記

#### 1. 回答

照会のあった具体的事実について、これらの行為を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合は、保険業法第3条第1項に違反しないとはいえ、また同法第315条の罰則の対象となるものではないとはいえない。

#### 2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険」の引受けを行う事業は「保険業」に該当するものとされている。

そして、予め事故発生に関わらず金銭を徴収して事故発生時に役務的なサービスを提供する形態が保険業に該当するかどうかについては、「当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して」判断することとされている（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－1－1（1）（注2））。

これに照らすと、照会者が、照会書2（2）に記載される態様で、商品購入者に対し、メーカー保証期間が終了した後の一定期間内に当該商品が自然故障した際に、これを修理し又は代替品を提供することを約し、商品購入者から保証料を収受する業務（以下「本件業務」という。）を行うことは、以下の諸事情を総合的に勘案すると、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業に該当しないとはいえない。

- ① 照会者が提供するサービス内容は、商品購入者から延長保証の履行請求を受けた場合、修理業者に修理を委託し、事前に商品購入者から収受した保証料を原資として委託先に修理代金を支払うことを基本としていることから、本件業務は、自然故障リスクの引受けに際しての保証料の収受・管理と、商品故障時の修理業者に対する修理代金の支払いを中心とするものであると考えられること。
- ② 照会書2（1）のように、小売販売事業者が商品購入者に対して負っている延長保証に係る義務に関連して照会者が修理業務やコールセンター業務を受託するのではなく、照会者自身が商品購入者に対して直接に延長保証の義務を負う主体となっていること。
- ③ 小売販売事業者を販売代理店として多数の者から自然故障のリスクを引き受けることで、リスクの集積を図り、これを保険的な技術を用いて管理することを可能とする態様で、サービスを提供するものであること。
- ④ 小売販売事業者等、商品購入者に対して民事法上の責任を負担する者が、顧客サービスの一環として、こうした責任を契約により拡張して負担するものとは異なり、こうした責任を負うべき立場にない第三者である照会者が、契約により商品購入者から商品の自然故障リスクのみを引受け、代理店モデルにより引受数を拡大して、リスクを集合的に管理することを可能とする本件業務のような仕組みは、保険取引と異なるものとして認知されているとはいえないこと。
- ⑤ 多数の参加者からのリスクを集積し集合的に管理することで各参加者のリスクを軽減する仕組みの組成者については、当該仕組みの適切性と履行の確実性を担保するため、履行金額や参加者の人的・社会的関係等に照らして規制の必要がないと認められる特別な事情がない限り、参加者の保護のために勧誘行為を含む業務の適切性と財務の健全性につき当局の監督

に服する必要があるという保険業法の規制の趣旨に照らし、代理店網を構築して広く顧客を募り、修理金額に上限を設けない本件業務が保険業に該当しないと解すべき事情は認められないこと。

なお、少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－１－１（１）（注２）には、「なお、物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障等の修理等のサービスを行う場合は、保険業に該当しない。」とあるが、照会者の行う本件業務は、物の製造販売に付随したものといえないから、このなお書きにより保険業に該当しないとはいえない。

以上のとおりであるから、本件業務を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合は、保険業法第３条第１項に違反しないとはいえず、また同法第３１５条の罰則の対象となるものではないとはいえない。

以上